

町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 町田第三中学校の相談学級の廃止に伴い、関係する規定を整理するため
- (2) 支給対象費目にオンライン学習通信費を加えるため
- (3) 市立学校以外の学校に通う児童又は生徒の校外活動費等に係る支給額について制限を設けるため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 町田第三中学校の相談学級に通級する場合の支給対象費目の特例を削ります。
(第4関係)
- (2) 支給対象費目にオンライン学習通信費を加えます。
(別表第2及び別表第3関係)
支給対象学年は小学校及び中学校全学年で、支給額は1世帯につき1月当たり1,000円となります。
- (3) 市立学校以外の学校に通う児童又は生徒の校外活動費、移動教室及び修学旅行費に係る支給額について制限を設けます。(別表第3関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2021年4月1日から適用します。

町田市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学奨励費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																				
<p>第3 支給対象者等</p> <p>1 奨励費の支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3</u>に規定する障がいの程度に該当し、市内に所在する小学校又は中学校の通常の学級に就学すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4 支給対象費目等</p> <p>1 奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。この場合において、第3第1項第3号の要件にのみ該当する者については、<u>通級費のみ</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第4関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象費目</th> <th style="text-align: center;">認定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第Ⅱ段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育実技用具費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オンライン学習通信費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象費目	認定区分	略	第Ⅱ段階	体育実技用具費	オンライン学習通信費	略		略	略	<p>第3 支給対象者等</p> <p>1 奨励費の支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育法施行令第22条の3</u>に規定する障がいの程度に該当し、市内に所在する小学校又は中学校の通常の学級に就学すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4 支給対象費目等</p> <p>1 奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。この場合において、第3第1項第3号の要件にのみ該当する者については、<u>通級費（町田市立町田第三中学校の相談学級に通級する場合にあっては、通級費及び宿泊訓練費）のみ</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第4関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象費目</th> <th style="text-align: center;">認定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第Ⅱ段階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">体育実技用具費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象費目	認定区分	略	第Ⅱ段階	体育実技用具費	略	略		略	略
支給対象費目	認定区分																				
略	第Ⅱ段階																				
体育実技用具費																					
オンライン学習通信費																					
略																					
略	略																				
支給対象費目	認定区分																				
略	第Ⅱ段階																				
体育実技用具費																					
略																					
略																					
略	略																				

別表第3（第5関係）

支給対象 費目	支給対象 学年	支給額	備考
略	略	略	略
体育実技 用具費	略	略	略
オンライン 学習通 信費	小学校及 び中学校 全学年	1世帯 につき 1月当 たり1, 000 円	
略	略	略	略
校外活動 費	小学校及 び中学校 全学年	実支出 額	市立学校 以外の学 校に就学 している 児童又は 生徒の保 護者にあ っては、 別に定め る額を限 度とする。
移動教室 及び修学 旅行費	小学校及 び中学校 全学年 (市立学 校以外の 小学校に あって は、小学 校第5学 年及び第 6学年に 限る。)	実支出 額	市立学校 以外の学 校に就学 している 児童又は 生徒の保 護者にあ っては、 別に定め る額を限 度とする。
略	略	略	略

別表第3（第5関係）

支給対象 費目	支給対象 学年	支給額	備考
略	略	略	略
体育実技 用具費	略	略	略
略	略	略	略
校外活動 費	小学校及 び中学校 全学年	実支出 額	
移動教室 及び修学 旅行費	小学校及 び中学校 全学年 (市立学 校以外の 小学校に あって は、小学 校第5学 年及び第 6学年に 限る。)	実支出 額	
略	略	略	略

給食費、 宿泊訓練 費、職場 実習交通 費及び交 流学習交 通費	小学校及 び中学校 全学年	実支出 額	<u>市立学校 以外の学 校に就学 している 児童又は 生徒の保 護者にあ っては、 別に定め る額を限 度とす る。</u>	給食費、 宿泊訓練 費、職場 実習交通 費及び交 流学習交 通費	小学校及 び中学校 全学年	実支出 額	
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この要綱は、2021年4月1日から適用する。